北那覇税務署からのお知らせ

振替納付日について

平成24年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。

税目	振替納付日
平成24年分の所得税の確定申告	平成25年4月22日(月)
平成24年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	平成25年4月24日(水)

※振替納付日の前営業日までに預貯金残高の確認をお願いします。

期限内に納付できなかった場合は

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。

この場合、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

※　納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。
　　また、金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

《お問い合わせ先　北那覇税務署　(代表番号)098－877－1324（自動音声番号2)》